



問 農業政策課 ☎内線1513

はばたけ！牛久のお米！

このたび、市内で生産されたお米が、海を渡って遙かアメリカまで輸出されることになりました。牛久市では初となるお米の輸出。生産者は、宮本直樹さん（井ノ岡町）で何代にもわたってお米を作ってきているエキスパートです。現在も、三世代で広大な農地を耕作しています。

宮本さんのお米は、県内の輸出事業者を介して、今年度は約6トンがアメリカへ輸出され、現地のレストランやお寿司屋さんの日本食に使用される予定です。ここ数年、海外では、日本食ブームの影響もあり、



安全・安心で、高品質な日本米が人気だそうで、「外国の方にも『おいしい』『また食べたい』と言ってもらえるようなお米作りを心掛けています。来年はさらに輸出量を増やせたら」と意気込みを語る宮本さん。

「一緒にがんばってくれている息子と、いつか一緒にアメリカで自分たちのお米を食べられたら最高ですね！」と笑顔で話してくれました。

消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ
相談日 月～金曜日(午前9時～正午/午後1時～4時)
問 牛久市消費生活センター ☎830-8802

年末に増える悪質なカニの電話勧誘に注意！

事例

自宅に海産物販売を名乗る業者から電話があり「以前に申し込みのあった方を対象に特別にカニの詰め合わせをご紹介します」と言われ、相手から住所と名前を確認されたので思わず答えてしまった。「通常1万8千円のところ特別に1万5千円にします。年末に送りますね」と言われ、一方的に電話が切れた。業者名に覚えはないし、申し込んだ認識もない。どうしたらよいか。(70代女性)

頼んだ覚えのない商品が突然届いたり、電話勧誘を断ったのにカニなどの海産物や健康食品等が届いたりする「送り付け商法」の相談が多数寄せられています。年末に向け、さらに勧誘が増えると考えられ注意が必要です。

アドバイス

- ◆ 不用、不審な勧誘電話は「きっぱり切る」「すぐに切る」ようにしましょう。
- ◆ 申し込んだ認識はなく一方的に送り付けられた場合、「受け取り拒否」をす。代引き配達には「支払わない」ようにしましょう。
- ◆ 電話勧誘の場合は、申し込んでしまってもクーリングオフできます。
- ◆ 一方的に送り付けられた商品を受け取ってしまった場合、14日間保管すればその後自由に処分してよいことになっています。

